

児童扶養手当法の一部を改正する法律案要綱

第一 児童扶養手当法の一部改正関係

一 加算額の増額

児童扶養手当の支給要件に該当する児童であつて母が監護するもの等が二人以上である場合における加算額（以下単に「加算額」という。）について、第二子に係る加算額を月額五千円から一万円に、第三子以降の児童に係る加算額を月額三千円から六千円に増額すること。（第五条第二項関係）

二 加算額の物価スライド制の新設

加算額について、基本額と同様に全国消費者物価指数の変動に応じて改定する物価スライド制を設けるものとする。こと。（第五条の二第二項関係）

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十八年八月一日から施行すること。（附則第一条関係）

二 経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。（附則第二条から第四条まで関係）